

# 支援委託契約書

特定技能所属機関 合同会社林工業（以下「甲」という。）は、登録支援機関 株式会社 AlphaCep（以下「乙」という。）に、甲が雇用する1号特定技能外国人 NGUYEN DINH VUONG（以下「丙」という。）に対する1号特定技能外国人支援計画について、以下のとおり支援業務委託契約を締結する。

## 第1条（委託する支援業務）

甲は、丙について作成した、1号特定技能外国人支援計画について、その全部の実施を乙に委託する。乙は、1号特定技能支援計画に従って支援を実施し、別紙 支援委託の合意書の元、支援を実施する。

- 1 丙が在留資格認定証明書交付申請前（丙が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあっては、在留資格変更許可申請前）に、丙に対し、特定技能雇用契約の内容、丙が本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の丙が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること。
- 2 丙が出入国しようとする港又は飛行場において丙の送迎をすること。
- 3 丙が締結する賃貸借契約に基づく丙の債務についての保証人となることその他の丙のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか、銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。
- 4 丙が本邦に入国した後（丙が他の在留資格をもって本邦に在留している者である場合にあっては、在留資格の変更を受けた後）、次に掲げる事項に関する情報の提供を実施すること。
  - (1) 本邦での生活一般に関する事項
  - (2) 法第19条の16その他の法令の規定により丙が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続
  - (3) 相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先及びこれらの相談又は苦情の申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先
  - (4) 丙が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項
  - (5) 防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項
  - (6) 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他丙の法的保護に必要な事項
- 5 丙が上記4（2）に掲げる届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な支援をすること。
- 6 本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること。
- 7 丙から職業生活、日常生活又は社会生活に関し、相談又は苦情の申出を受けたときは、当該相談又は苦情に適切に応じるとともに丙への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

- 8 丙と日本人との交流の促進に係る支援をする。
- 9 丙が、その不当な理由以外で特定技能雇用契約を解除される場合においては、公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等の紹介その他の他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて引き続き特定技能に係る活動ができるようにするための支援をすること。
- 10 支援責任者又は支援担当者が丙及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働基準法その他の労働に関する法令の規定に違反する事項があった場合、速やかな適切な指導をし、改善されない場合、労働基準監督署等に報告する。
- 11 この他、甲が属する建設分野を所管する関係行政機関の長が基準を定める告示の規定に基づいて定められた支援を実施すること。

## 第2条（委託料）

- 1 甲は、乙に対し、別紙に記載した内訳のとおり、本件業務の対価として、月額 10,000 円を支払う。
- 2 甲は、前項に定める委託料の当月分を、当月末日までに、乙が別途指定する銀行口座等に振込送金にて支払う。ただし、送金費用は甲の負担とする。
- 3 第1条に定めがないものの、丙の適切な支援のための業務が生じた場合の委託料については甲乙間で別途協議の上、これを定めるものとする。

## 第3条（消費税に関する事項）

本契約に係る消費税は、代金とは別に徴収する。なお、消費税率については、当該資産の引渡しにおける税率による。

## 第4条（費用の負担）

第1条の業務を遂行する上で必要な費用は乙が負担するものとする。

## 第5条（乙の遵守すべき事項）

- 1 乙は、国内外の法令を遵守し、甲より委託された支援業務を誠実に遂行する。
- 2 乙は、本契約期間中または期間終了後を問わず、本件支援業務に関して知り得た個人情報および業務上の機密情報を第三者に漏えいしてはならず、また本件支援業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

## 第6条（実施状況の報告）

乙は、甲に対し、適時、書面又は口頭で、支援業務の実施状況を報告する。ただし、丙からの相談・苦情に関しては、本人の同意なく甲に報告してはならない。

## 第7条（契約期間等）

- 1 本契約の期間は、2025年6月1日から2026年6月1日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲または乙から別段の意思表示がないときは、本契約

と同一条件にて更新され、以後も同様とする。

- 2 甲または乙は、相手方に対してあらかじめ期間満了1か月前までに申し出ることによって、本契約を解約することができる。ただし、甲乙間でこれと異なる取り決めがされている場合はこの限りではない。

#### 第8条（解除）

甲または乙は、相手方が特定技能基準省令第2条第1項第4号各号に規定する欠格事由又は出入国管理及び難民認定法第19条の26第1項各号に規定する登録拒否事由のいずれかに該当することが認められた場合は、直ちに本契約を解除することができる。

#### 第9条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の争訟は 千葉 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第10条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

以上のとおり合意が成立したので、本書面2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保有するものとする。

2025年6月1日 締結

甲 神奈川県横浜市戸塚区舞岡町306番地  
合同会社林工業  
代表取締役 鶴井 賢司



乙 千葉県鎌ヶ谷市北中沢1丁目18番22号 スカラビル3F  
株式会社 AlphaCep  
代表取締役 ジェンティタンガー 印

## 支援委託に関する合意書

1. 乙は甲の書類作成のサポートを行います。提出については甲にご対応いただく場合がございます。
2. 特定活動ビザの申請/在留期限の更新は、別途料金をいただくことになります。
3. ベーシックサポートプランには、病院対応・役所対応・トラブル対応などの同行通訳料は含まれません。必要な場合は、別料金となります。
4. 特定技能試験・研修などの費用は、甲のご負担となります。
5. 住居については、乙は賃貸探し・退去・引っ越しなどのサポートを行います。ご希望に沿えない場合もございます。
6. 配属/帰国の際の対応は、別料金となります。
7. 本書に疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠心誠意をもって解決に向けて協議するものとします。

上記、2025年6月1日に合意に達しました。

## 支援委託手数料に係る説明書

※1回当たり、1名当たりの金額、税別

項	名目	額及び徴収時期
1	初期費用 ※登録支援機関変更費用	なし
2	月額支援委託費用 ※契約日よりご請求、当月末お支払い	金 額： 10,000円 徴収時期： <input type="checkbox"/> 随時 <input checked="" type="checkbox"/> 定期
3	特定活動ビザ申請費用・ビザ在留期限更新費用 ※印紙代・申請にかかる費用等含む	金 額： 25,000円 徴収時期： <input checked="" type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 定期
4	出張費用（交通費別） ※病院対応、転入・転出届、勉強会等含む	金 額： 12,000円（4時間以内） 15,000円（8時間以内） 徴収時期： <input checked="" type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 定期
5	配属/出入国対応費用 ※入国時の渡航費用、国内移動の交通費等含む	金 額： 別途見積 徴収時期： <input checked="" type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 定期
6	住居準備費用 ※初期費用等含む	金 額： 別途見積 徴収時期： <input checked="" type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 定期
7	健康診断費用	金 額： 別途見積 徴収時期： <input checked="" type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 定期
8	研修等の費用	金 額： 別途見積 徴収時期： <input checked="" type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 定期
9	給与/福利厚生/各種保険等の費用	金 額： ー（※1） 徴収時期： <input type="checkbox"/> 随時 <input checked="" type="checkbox"/> 定期
10	国土交通省申請費用 ※業界団体の年会費等含む	金 額： ー（※1） 徴収時期： <input checked="" type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 定期

※1 甲は申請/支給等に対応、申請にかかる費用は甲負担になります。

※2 上記の以外の費用は、別途見積になります。

※3 乙事由により料金を改定する場合は一定期間の告知の後、改訂を行います。

## 支援委託作業項目

No	作業名	備考
1	入国前の日本語レベルの確認	弊社専用アプリで対応
2	保険等の申請	別途料金
3	来日航空券の手配	別途料金
4	空港出迎え	別途料金
5	入国後のオリエンテーション	オンラインで対応
6	海外送金カード作成	
7	寮の準備	別途料金
8	入寮時の転入・転出届提出	別途料金
9	入寮時の銀行口座開設	別途料金
10	入寮時の寮のルールの説明	オンラインで対応
11	入寮時のスーパー、会社への行き方指導	オンラインで対応
12	インターネット/モバイル機器の契約手配	別途料金
13	企業様からのご相談対応	オンラインで対応
14	特定技能実習生からのご相談対応 ※転職等含む	オンラインで対応
15	特定技能実習生の寮のチェック	オンラインで対応
16	日本語学習支援	弊社専用アプリで対応

17	雇用条件等の説明	オンラインで対応
18	特定技能認定申請 ※特定技能外国人支援計画書の作成等	別途料金
19	特定活動ビザ申請/ビザ在留期間の更新	別途料金
20	出入国在留管理庁への定期報告	
21	病院対応・トラブル対応などの出張	別途料金
22	研修等の申請	別途料金
23	銀行の解約	別途料金
24	帰国の航空券の手配	別途料金
25	転出届の提出	別途料金
26	退寮時の寮の設備の確認	オンラインで対応
27	帰国時の空港送迎	別途料金

※ 上記の以外の作業は、別途料金です。

※ 別途料金の作業は、乙サポート、作業にかかる費用は甲負担になります。